

### **Ⅲ 学生による危機への対応** (学生が引き起こすケース)

1. 学生による犯罪
2. 大学祭での食中毒

### Ⅲ 学生による危機への対応

#### 1. 学生による犯罪（集団暴行事件）

事例：B学部Dゼミの男子学生8人は、ゼミの打ち上げで居酒屋で飲んだ後、居酒屋近くの公園で大騒ぎをしていたところ、公園にいた男性に咎められたのに腹を立て、学生達は集団でその男性に対して殴る蹴る等の暴行を行った。  
その結果、暴行を受けた男性は意識不明の重体に陥り、この様子を見ていた近所の住人の通報で現場に駆けつけた警官に学生達は逮捕された。

#### (1) 初期対応・情報の収集

##### ① 状況把握

連絡を受けた当該部局職員は、事案についての情報を関係機関（警察、消防署、病院等）から収集、整理し、その内容を学生部学生生活課長に連絡します。

##### ② 危機管理レベルの判定（別表1参照）

連絡を受けた学生生活課長は、速やかに理事（教育・学生担当、危機管理担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

#### (2) 連絡体制

##### ① 連絡系統

第一報を受けた職員は、その内容を上司、関係部局に連絡します。連絡を受けた関係部局職員は、危機管理員（部局長）、事務（部）長、ゼミの指導教員に報告し、学生による犯罪が確認されたら、直ちに学生生活課長（連絡調整窓口）に連絡します。その後も、全ての情報を学生生活課長へ連絡します。

連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（教育・学生担当、危機管理担当）に報告を行います。また、事案の内容が危機レベル2以上と判断された場合には、学生生活課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

##### ② 保護者への連絡

ゼミの指導教員または学生生活課長は、事件を起こした学生達の所属する関係部局を通じて、学生の保護者への連絡を行います。

#### (3) 対策本部

##### ① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

##### ② 事実関係の把握

事件の発生状況や被害者の状況等についての情報を、関係部局並びに関係機関（警察、消防署、病院等）との連携を図りながら収集、整理します。

##### ③ 部局等への対応の指示

対策本部は、被害者（被害家族）への対応を含めた今後の対応について、関係部局へ適切な指示を行います。

#### (4) 学外対応

##### ① 被害者等への対応

被害者及びその家族への見舞い・謝罪等の対応は、原則として当該学生の所属す

### Ⅲ-1 学生による犯罪

る部局長等が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

また、学生の保護者や関係機関（警察・消防・病院等）への対応も同様とします。

#### ②報道機関等への対応

報道機関等との連絡調整は総務課長、問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関からの取材要請がある場合には、対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

#### ③文部科学省への報告

理事（教育・学生担当）の指示により、学生部長又は学生生活課長は事件の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

### (5) 事後対策・再発防止

#### ①学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示等により事件の再発防止のための注意喚起を図ります。また、再発防止のための対応策について、検討します。

#### ②当該学生の処分の決定

学長は、事件を起こした当該学生に対し、学則等の規則に基づく処分を決定します。

#### ③大学の信頼回復

事態の収束後、大学として再発防止のための対応策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>学生が事件を起こしたらしいとの情報が入った。</p> <p>学生が事件に関与しているらしいとの情報が入った。</p> <p>学生が事情聴取されている。</p>	<p>学生が任意同行を求められ、警察へ連行された。</p> <p>犯罪に関与している学生が少数である。</p> <p>被害者が負傷しているものの、軽症である。</p> <p>報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>学生が逮捕された。</p> <p>犯罪に関与している学生が複数である。</p> <p>被害者が重傷以上の状況である。</p> <p>報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>関係者へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p>	<p>緊急対策本部の設置</p>

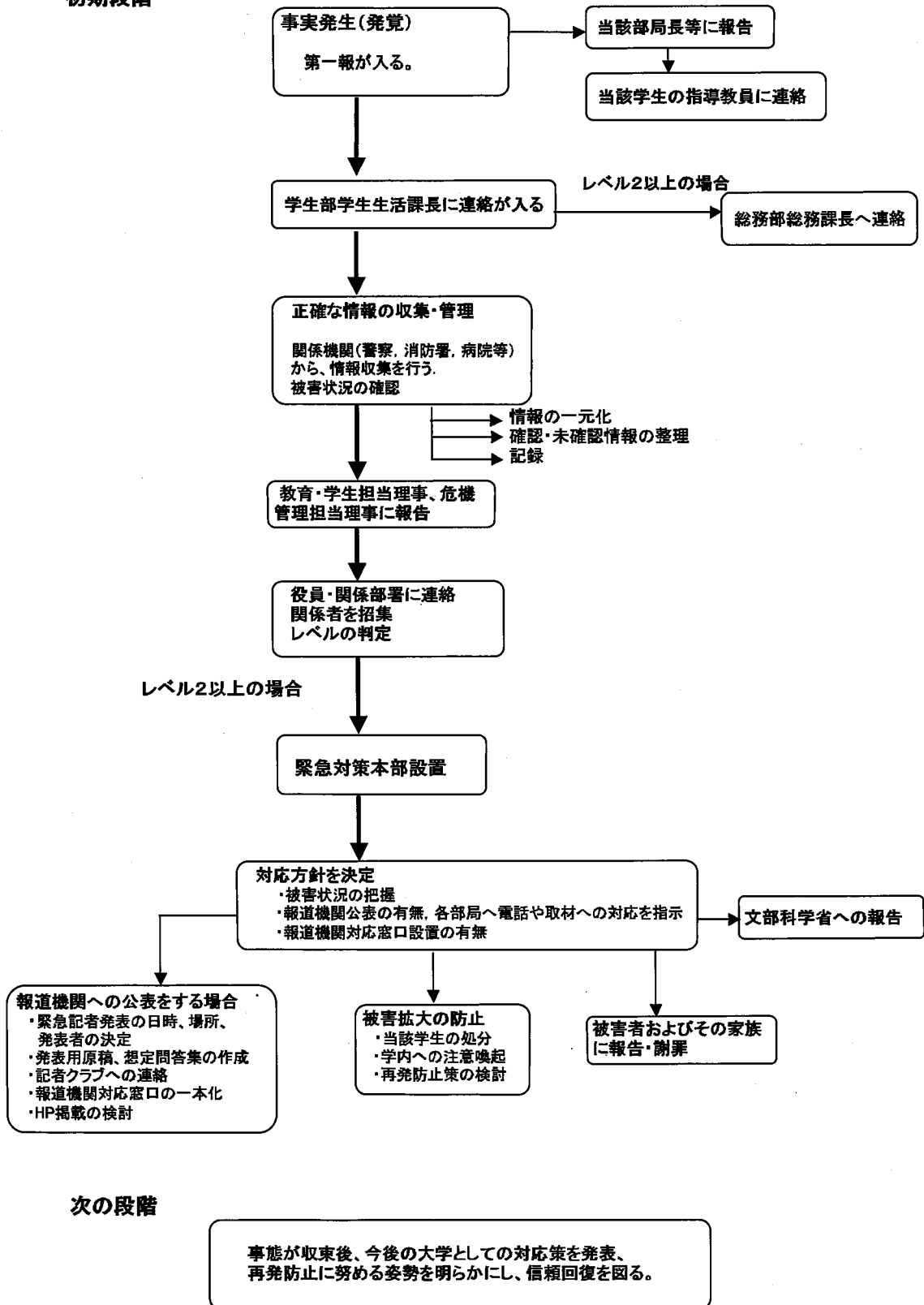
別表 2

学生による犯罪発生時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学 長</p> <p>副本部長：理事（教育・学生担当）</p> <p>本部員：理事（危機管理担当）、関係部局長、事務局長、学生部長、学生生活課長、関係部局事務（部・課）長、</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
被 害 者 相 談 窓 口	<p>学生生活課長、</p> <p>関係部局事務（部・課）長</p>	
連 絡 調 整 窓 口（学 内 対 応）	<p>学生部学生生活課長</p>	
学 外 担 当 窓 口	報 道 機 関 対 応	<p>連絡調整：総務課長</p> <p>問い合わせ対応：学生生活課長</p>
	文 部 科 学 省 等 対 応	<p>学生部長又は学生生活課長</p>

## 学生による犯罪発生時の対応

### 初期段階



### III 学生による危機への対応

#### 2. 大学祭での食中毒

事例：「鹿大祭」の期間中、H学部の学生のTさんは、帰宅後、夜になって急激な下痢、嘔吐に襲われてそのまま救急車で病院へ搬送され、入院したとの連絡が家族から大学に入った。

翌日、新たに複数の学生達が同様の症状を訴えて病院の診察を受ける事態が相次ぎ、一部の学生はそのまま入院し、全員が、食中毒による体調悪化と診断された。

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 初期対応

大学祭の実施期間中、通報等により、食中毒発生の可能性が指摘された場合には、学生部学生生活課長は、食品を扱う模擬店の販売を全て中止させるなど、事態の拡大を防ぐために必要な措置を講じ、直ちに、保健所へ食中毒発生の可能性のあることを連絡します。

##### ② 被害状況の確認

症状を発症した学生以外にも、同様に下痢・嘔吐等の症状を訴える者がいないかについての確認を早急に行います。例え、軽症であってもこれらの症状を訴える者がいた場合には、すぐに病院で受診するように指導します。

また、学外者にも同様の症状を訴える人がいないかをHP等を通じて呼びかけるなどして、被害状況の確認に努めます。

##### ③ 危機管理レベルの判定（別表1参照）

連絡を受けた学生生活課長は、速やかに理事（教育・学生担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

#### (2) 連絡体制

##### ① 連絡系統

第一報を受けた学生生活課長（連絡調整窓口）は、速やかに学長、理事（教育・学生担当）に報告を行います。また、事案の内容が危機レベル2以上と判断された場合には、学生生活課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

##### ② 保健所、警察、消防署等への連絡

緊急に保健所、警察、消防署等へ通報する必要がある場合には事務局の事前の了承を要しないこととし、事後に報告を行います。

##### ③ 学友会責任者及び模擬店責任者への連絡

学生生活課長は、学友会責任者及び各模擬店の責任者に対し、食中毒発生の情報と模擬店の中止、今後の対応等についての連絡を行います。

##### ④ 教職員への連絡

学生生活課長は教職員・学生に対して、食中毒の発生を通知し、体調の異変等が生じている場合には、速やかに病院等を受診するよう勧めます。

##### ⑤ 被害者等の関係者への連絡

被害学生が所属する学部の担当係は、学生の家族・関係者に連絡を行います。また、被害が学外者に及んでいる場合には、学生生活課が連絡を行います。

### (3) 対策本部

#### ① 構成員・指揮命令系統(別表2参照)

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

#### ② 被害状況の把握

対策本部では保健所、病院等の関係機関から情報を収集するとともに、症状を発症した学生の周辺の関係者から事情を聞くなどして、食中毒の原因と予想される模擬店を特定し、食中毒が発生するに至った経緯や発生の状況などについて、当該模擬店の関係者から事情を聴取します。

また、その後行われる調査のために、保存食、原材料の廃棄禁止、嘔吐物があればその嘔吐物の保存措置をとります。

#### ③ 部局等への指示

対策本部は、各部局の関係部署を通じて学生・教職員・鹿大祭参加者へ食中毒発生の周知を行い、類似症状のある者については医療機関で受診するよう勧め、被害の拡大を防ぐための指示と、情報の収集を行います。

#### ④ 調査委員会設置の判断

対策本部は、必要な場合、調査委員会を設置し、委員会メンバーの選定を行います。

#### ⑤ 調査委員会での調査

調査委員会では、保健所や警察などの専門機関の検査や調査に協力し、原因の特定に努めます。さらに、得られた情報に基づき、事件の問題点を検討し、検討の結果を整理、記録し、報告書としてまとめます。

### (4) 学外対応

#### ① 被害者等への対応

被害学生やその家族への見舞い・謝罪等の対応は、食中毒発生の原因となった模擬店が特定された場合においては、その模擬店を運営していたサークルの指導教員が行うこととしますが、原因が特定されていない場合や学外者に被害が出ている場合の見舞い・謝罪等は学生生活課長が対応を行います。また状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

#### ② 報道機関等への対応

報道機関等外部との連絡調整は総務課長、問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等からの取材要請がある場合には、対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

#### ③ 保健所・文部科学省への報告

理事(教育・学生担当)の指示により、学生部長又は学生生活課長は、事件の概要を保健所・文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

#### ④ 市民からの問い合わせへの対応

学外者に被害が発生した場合、被害者からの問い合わせに対する対応窓口を学生生活課に設置し一元的に対応します。

### (5) 事後対策・再発防止

#### ① 原因の究明と再発防止策の検討

食中毒の発生について、関係機関の原因究明に協力し、食中毒に関わる情報を正

確に確認するとともに、食中毒の原因や問題点を調査究明します。

原因特定の後には、その内容を大学祭の運営に関わる学友会関係者や模擬店を運営するサークルの代表者、顧問教員等に対し、食中毒発生の状況とその予防法について必要な知識の指導と、食中毒発生による一般市民や大学への迷惑、今後の大学祭に与える影響等について理解させるための講習会を行うなど、再発防止の為に必要な知識の指導と周知を行います。

②大学の信頼回復

事態の収束後、状況報告書を作成し、全学学生生活委員会並びに学友会運営協議会に提出して、大学としての再発防止のための対応策の確認を行います。

その後、対応策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

Ⅲ-2 大学祭での食中毒

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>食中毒の症状はあるが軽症の場合</p> <p>被害が学内に限定されている。</p>	<p>複数の学生が食中毒を発症した。</p> <p>被害が学外者にも及んでいる。</p> <p>食中毒により入院した者が出ている。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>多数の市民や学生が食中毒により入院した場合</p> <p>食中毒による死亡者が発生した場合</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>関係者（サークル責任者、学友会関係者等）へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p> <p>必要に応じて、調査委員会を設置</p> <p>被害者の相談窓口の設置</p>	<p>緊急対策本部の設置</p> <p>調査委員会を設置</p> <p>被害者の相談窓口の設置</p>

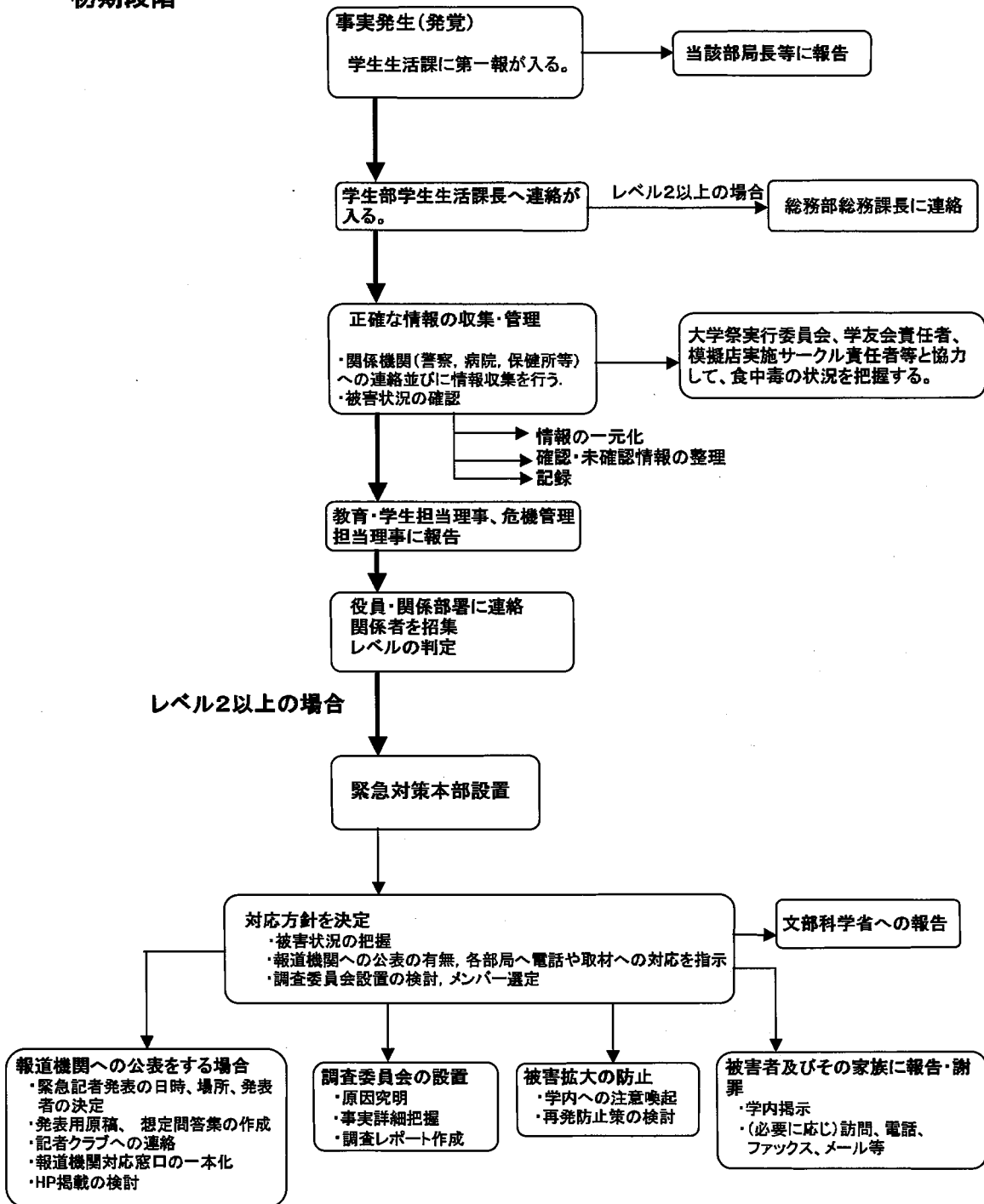
別表 2

大学祭での食中毒発生時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	本部長：学 長 副本部長：理事（教育・学生担当） 本部員：理事（危機管理担当）、事務局長、 学生部長、学生生活課長、 その他必要と認められる者	
調 査 委 員 会	学生部長、学生生活課長、 サークル指導教員、学生生活委員会委員、 その他必要と認められる者	
被 害 者 相 談 窓 口	学生生活課長、 関係部局事務(部・課)長	
連 絡 調 整 窓 口 (学 内 対 応)	学生部学生生活課長	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	連絡調整：総務課長 問い合わせ対応：学生生 活課長
	文部科学省等対応	学生部長又は学生生活課長

## 大学祭での食中毒発生時の対応

### 初期段階



### 次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。